

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
<p>傷害死亡保険金</p>	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p>	<p>傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。</p> <p>※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。</p>
<p>傷害後遺障害保険金</p>	<p>海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p>	<p>(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100%</p> <p>※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>
<p>賠償責任保険金</p>	<p>海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>※次に掲げる損害を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害</li> <li>・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。</li> <li>・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品生活用品に与えた損害</li> </ul>	<p>損害賠償金の額</p> <p>※一回の事故については、賠償責任保険金額が限度となります。※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。</p> <p>※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。</p>
<p>携行品損害保険金</p>	<p>海外旅行中に携行品*1が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合</p> <p>*1 携行品とは?</p> <p>保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。</p>	<p><math>\text{損害の額} \times 2 - \text{免責金額}^{(*)} (0円)</math></p> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物 の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。</p> <p>※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p> <p>*2 損害の額とは?</p> <p>損害が生じた携行品の時価額*3とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*3のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。</p> <p>*3 時価額とは?</p> <p>再取得価額*4から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます</p> <p>*4 再取得価額とは?</p> <p>保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
航空機寄託手荷物保険金	<p>出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、 出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物 を受け取れなかったために、 出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p> <p>乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	一回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。
航空機遅延保険金	<p>①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約 受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</p> <p>②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設の客室料</li> <li>・ 交通費*</li> </ul> <p>*その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡航先での各種サービス取消料</li> <li>・ 食事代</li> </ul>	<p>1回の事故において、保険の対象となる方が下表のaからdに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。</p> <p>a:宿泊施設の客室料 3万円 b:交通費*もしくは渡航先での各種サービス取消料 1万円 c:食事代 5,000円</p> <p>*渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。</p>
治療・救援費用保険金	<p><u>治療費用部分</u></p> <p>①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合</p> <p>② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>③ 海外旅行中に感染した特定の感染症により、 旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p><u>救援費用部分</u></p> <p>① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日 以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p> <p>② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)</p> <p>③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合</p> <p>④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に 医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p> <p>⑤ 海外旅行中 に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない 場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等</p> <p>* 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p>	<p><u>治療費用部分</u></p> <p>下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった 費用に限ります。)</p> <p>※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり) または灸(きゅう) の施術者による治療で支出した費用 は保険金をお支払いできません。</p> <p>①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用でき ない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)</p> <p>② 治療に伴い必要になった通訳雇 治療 入費用、交通費</p> <p>③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)</p> <p>④ 入院のため必要になった a. 国際電話 料等通信費、 b. 身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、 bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)</p> <p>⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通 費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p> <p><u>救援費用部分</u></p> <p>① 捜索救助費用</p> <p>② 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)</p> <p>③ 救援者 の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)</p> <p>④ 救援者の渡航手続費、現地 での諸雑費(合計で20万円まで)</p> <p>⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。)</p> <p>⑥ 遺体処理費用(100万円まで)</p>
疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金(保険期間31日まで)	<p><u>治療費用部分</u></p> <p>海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けられた場合</p> <p><u>救援費用部分</u></p> <p>海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。)が原因で、 海外旅行中にその症状の急激な悪化により3日以上*続けて入院された場合</p> <p>* 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p>	<p><u>治療費用部分</u></p> <p>実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、 同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p><u>救援費用部分</u></p> <p>ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族の方が実際に支出した下記の 費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額</p> <p>たとえば</p> <p>救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)</p> <p>救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失</li> <li>② 保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変</li> <li>④ 放射線照射、放射能汚染</li> <li>⑤ 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>⑥ けんかや自殺行為、犯罪行為</li> <li>⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ</li> <li>⑧ 海外旅行開始前または終了後に発生したケガ</li> <li>⑨ ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ</li> </ul> <p>など</p>
傷害後遺障害保険金	<p>上記の「傷害死亡保険金」と同じ</p> <p>など</p>
賠償責任危険保険金	<p>上記③④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方の故意</li> <li>・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任</li> <li>・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について正当な権利者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>・航空機 船舶*1、車両 *2、銃器(空気銃を除く者等が法律上 きます。)の所有・使用・管理に起因する賠償責任</li> <li>・親族に対する賠償責任</li> </ul> <p>*1 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *2 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。</p> <p>など</p>
携行品損害保険金	<p>上記記載の①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許 酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</li> <li>・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い</li> <li>・携行品の置き忘れまたは紛失*3</li> <li>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害</li> <li>・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</li> <li>・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での銃の破壊はお支払いの対象となります。)</li> </ul> <p>*3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
航空機寄託手荷物保険金	<p>上記に記載の①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反</li> <li>・保険金受取人の法令違反</li> <li>・地震、噴火、またはこれらによる津波</li> </ul>
航空機遅延保険金	<p>上記の「航空機寄託手荷物保険金」と同じ</p>
治療・救済費用保険金	<p>上記①～④、⑥に加え、たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許 酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故</li> <li>・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用</li> <li>・歯科疾病</li> <li>・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ</li> <li>・海外旅行開始前に発病した病気</li> <li>・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</li> <li>・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等</li> </ul>
疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険(保険期間31日まで)	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外旅行終了後に治療を開始した場合</li> <li>・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合</li> <li>・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)</li> <li>・海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用</li> <li>・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用</li> </ul> </li> <li>・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用</li> <li>・あん摩マッサージ、指圧、鍼(はり)灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用</li> <li>・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用</li> <li>・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用</li> <li>・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用</li> <li>・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用</li> <li>・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用</li> </ul>

別紙

近畿大学

海外旅行保険包括契約

補償概要

令和6年版

	補償内容	保険金の種類	保険金支払事例 <small>※東京海上日動の海外旅行傷害保険でお支払いした保険金です。</small>
① ケガの補償	旅先でのケガが原因で亡くなってしまった場合や後遺障害が生じてしまった場合を補償します。	●傷害死亡保険金	●道路を横断中車に轢かれ死亡。保険金支払4,326万円
		●傷害後遺障害保険金	●バス乗車中事故にあい、後遺障害が生じた。保険金支払2,800万円 ●大学でのスポーツ実習中に目を負傷して、後遺障害が生じた。保険金支払860万円
② 病気の補償	旅先での病気が原因で亡くなってしまった場合や後遺障害が生じてしまった場合を補償します。	●疾病死亡保険金	●細菌性肺炎にて死亡。保険金支払3,010万円 ●熱射病による死亡。保険金支払2,000万円
③ ケガ・病気にかかわる治療、および親族が負担される費用等の補償	ケガや病気にかかわる治療や救済対象者の死亡・入院・遭難等が発生した場合にその救済対象者のご親族が現地に行く費用等を補償します。	●治療・救済者費用補償	●クモ膜下出血で入院後日本へ移送。保険金支払1,650万円 ●空港にて呼吸困難のため倒れる。保険金支払1,200万円 ●うつ病で入院後日本へ移送。保険金支払1,500万円
④ 賠償責任の補償	人にケガをさせてしまった場合、ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合、他人の物を壊してしまった場合等、法律上の損害賠償責任を負った場合を補償します。	●賠償責任保険金	●滞在先にて火災事故を発生させ、家主より損害賠償請求を受けた。保険金支払210万円 ●ホテルにて蛇口を締め忘れ、部屋を水浸しにしてしまった。保険金支払75万円 ●友人宅にて家財を損傷させてしまった。保険金支払35万円
⑤ 携行品の補償	携行していた物が盗まれたり壊されたりした場合を補償します。	●携行品損害保険金	●ホテルに戻る途中に路上でひったくりに遭い、カバンを奪われた。保険金支払6万円 ●携行していた自身所有のデジタルカメラを誤って落として破損してしまった。保険金支払9万円
⑥ 航空機のトラブル等に関する補償	●搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されず、目的地において出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品等を購入し、その費用を負担した場合、補償します。 ●出発予定時刻（着陸地変更の場合は着陸した時刻）から6時間以内に代替となる航空機を利用できない場合に被保険者が宿泊費等を負担した場合に補償します。	●航空機寄託手荷物保険金 ●航空機遅延保険金	●航空会社に預けた荷物が届かず、衣類などの購入費を負担した。保険金支払2万円 ●飛行機の欠航により追加で宿泊費を負担した。保険金支払1万円
⑦ 既往症の補償【選択制】	責任期間開始前に発病し治療を受けたことのある病気を原因として病気の症状の急激な悪化により治療を受け、「治療・救済者費用」の支払対象となった場合に補償します。	●疾病に関する応急治療・救済費用補償	●心臓の動機が酷くなり、病院に受診。既往症の高血圧によるものと診断。保険金支払10万円